平成２７年（フ）第４２号
宮崎市大字赤江1341　いずみ荘205、住民票上の住所宮崎市北高松町４番５号　ステージドア103号
債務者　齋藤　律彰
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４３号
宮崎県児湯郡新富町大字新田16326番地３小田貸家01号棟、前住所宮崎県児湯郡新富町富田３丁目18番地２
債務者　小嶋　徹二
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９号
宮崎市大字本郷南方4530番地37
債務者　甲斐　智子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１号
宮崎県都城市年見町34号４番地２
債務者　田中　信行
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市新栄町25番17号　ユーミー新栄402号
債務者　山口　和美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５０号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目25番18号
債務者　和田　秀男
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５６号
鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目９番16号　さくら荘２号102号
債務者　大迫　義人
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５号
石川県鹿島郡中能登町良川ル部５の３番地
債務者　大岡　　隆
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第６号
石川県七尾市藤橋町ソ部２番地１　フォーブル山岸102号、従前の住所石川県野々市市若松町10番37号
債務者　片山　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第８号
長野県塩尻市大字大門536番地１、申立時の住所長野県上伊那郡辰野町大字辰野2026番地２　アヴェニール小池202
債務者　青木　貴雅
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第１３号
長野県駒ヶ根市赤穂2662番地３　カレッジハウス102号
債務者　有賀　義文
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第３０５号
兵庫県宝塚市高司２丁目１番５－205号
債務者　山崎組こと　山崎　春信
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県宝塚市大成町10番16号
債務者　中島　明一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
兵庫県明石市二見町東二見483番地の６　マンション東二見402号
債務者　髙橋　和重
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県明石市大久保町西脇362番地の１　ラムール大久保101号
債務者　秋本　隆彦
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
兵庫県明石市西明石南町２丁目５番24号　パティオ302号
債務者　吉田　大三
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
兵庫県明石市魚住町西岡2157番地の13　サニーガーデンＤ棟102号
債務者　有馬　成美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係